

岩手県医療局管理規程第8号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(執行伺)</p> <p>第21条 収入原因行為又は支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ執行伺を作成し、収入徴収担当者又は支出命令者の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げる収入及び支出については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 支出</p> <p>ア 給料、手当、<u>報酬及び臨時的任用職員に対する賃金</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(請求書による原則)</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求書を提出させないで支出をすることができる。</p> <p>(1) 給料、手当、報酬、<u>臨時的任用職員に対する賃金</u>及び旅費</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>(資金前渡)</p> <p>第62条 地方公営企業法施行令第21条の5第1項第15号の規定に基づき資金を前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>報酬及び臨時的任用職員に支給する賃金</u></p> <p>(9)～(14) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年<u>2.7パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第2（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>費用</p>	<p>(執行伺)</p> <p>第21条 収入原因行為又は支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ執行伺を作成し、収入徴収担当者又は支出命令者の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げる収入及び支出については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 支出</p> <p>ア 給料、手当<u>及び報酬</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(請求書による原則)</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求書を提出させないで支出をすることができる。</p> <p>(1) 給料、手当、報酬及び旅費</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>(資金前渡)</p> <p>第62条 地方公営企業法施行令第21条の5第1項第15号の規定に基づき資金を前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 報酬</p> <p>(9)～(14) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年<u>2.6パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第2（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>費用</p>

款	項	目	節	コード 番号	備考
病院事業	[略]				
費用	医業費用	[略]			
		給与費	[略]		
		医師給	[略]	常勤の医師及び歯科医師の基本給	
		看護師給	[略]	常勤の看護師及び准看護師の基本給	
		医療技術員給	[略]	常勤の医療技術員（薬剤師、X線技師、検査技師、栄養士、理療士、社会事業士、作業療法士、心理判定員等の医療技術職員）の基本給	
		事務員給	[略]	常勤の事務員（行政職給料表適用の事務職員）の基本給	
		労務員給	[略]	常勤の労務員（前記以外のすべての職員を含む。）の基本給	

款	項	目	節	コード 番号	備考
病院事業	[略]				
費用	医業費用	[略]			
		給与費	[略]		
		医師給	[略]	医師及び歯科医師の基本給	
		看護師給	[略]	助産師、看護師及び准看護師の基本給	
		医療技術員給	[略]	医療技術員（薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、公認心理師等の医療技術職員）の基本給	
		事務員給	[略]	事務員（行政職給料表の適用を受ける医療社会事業士以外の事務職員）及び医療社会事業士の基本給	
		労務員給	[略]	労務員（前記以外の全ての職員を含む。）の基本給	

[略]		
医師手当	[略]	常勤の医師及び歯科医師の扶養手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等
看護師手当	[略]	常勤の看護師及び准看護師の扶養手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等
医療技術員手当	[略]	常勤の医療技術員（薬剤師、 <u>X線技師</u> 、 <u>検査技師</u> 、 <u>栄養士</u> 、 <u>理療士</u> 、 <u>社会事業士</u> 、 <u>作業療法士</u> 、 <u>心理判定員</u> 等の医療技術員等）の扶養手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等
事務員手当	[略]	常勤の事務員（行政職給料表適用

[略]		
医師手当	[略]	医師及び歯科医師の扶養手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等
看護師手当	[略]	助産師、看護師及び准看護師の扶養手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等
医療技術員手当	[略]	医療技術員（薬剤師、 <u>診療放射線技師</u> 、 <u>臨床検査技師</u> 、 <u>管理栄養士</u> 、 <u>理学療法士</u> 、 <u>作業療法士</u> 、 <u>公認心理師</u> 等の医療技術職員）の扶養手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等
事務員手当	[略]	事務員（行政職給料表の適用を受

		の事務職員) の扶養手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等
労務員手当	[略]	常勤の労務員（前記以外のすべての職員を含む。）の扶養手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等
賞与引当 金繰入額	[略]	
賃金	5,173	臨時又は非常勤の職員の賃金等
報酬	[略]	臨時又は非常勤の顧問（医師を除く。）、参与、嘱託員（教授、助教授、講師及び開業医）等に対する報酬
法定福利費	[略]	法令の定めるところに

		ける医療社会事業士以外の事務職員）及び医療社会事業士の扶養手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等
労務員手当	[略]	労務員（前記以外の全ての職員を含む。）の扶養手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等
賞与引当 金繰入額	[略]	
報酬	[略]	非常勤の顧問等に対する報酬
法定福利費	[略]	法令の定めるところに

				より、職員の福利厚生のために負担しなければならない費用（職員共済組合負担金、 <u>地方公務員災害保障法負担金</u> 、厚生年金保険料、雇用保険料、 <u>臨時職員労災保険料</u> 、 <u>臨時職員健康保険料</u> 等）							より、職員の福利厚生のために負担しなければならない費用（職員共済組合負担金、 <u>地方公務員災害補償法負担金</u> 、厚生年金保険料、雇用保険料、 <u>労災保険料</u> 、 <u>健康保険料</u> 等）
			[略]						[略]		
		[略]							[略]		
	[略]								[略]		
[略]									[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局財務規程は、令和2年度の事業年度から適用し、令和元年度以前の事業年度については、なお従前の例による。